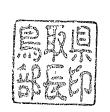
## 鳥取県環境審議会

鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(平成8年10月8日鳥取県条 例第19号)第27条第2号の規定に基づき、環境影響評価制度のあり方につ いて貴審議会の意見を求めます。

平成23年 9月5日

鳥取県生活環境部長 法橋



本県では、平成 10年に鳥取県環境影響評価条例(平成 10年 12月 22日鳥取県条例第 24号)を制定し、事業の実施に伴う環境影響についてあらかじめ調査、予測等を行う制度の運用を通じ、事業者の適正な環境配慮の確保に努めてきました。

条例制定後、鳥取県地球温暖化対策条例の制定や風力発電施設の導入促進、中海のラムサール条約湿地への登録や山陰海岸の世界ジオパークネットワーク加盟など、環境影響評価制度を取巻く状況が変化しています。また国においても平成23年4月に環境影響評価法の一部を改正する法律が成立したことなどから現制度への対応を検討する必要があります。

つきましては本県の環境影響評価制度のあり方について御審議を お願いするものです。 鳥取県環境審議会長 日置 佳之 様

鳥取県環境審議会企画政策部会長 細野 宏

「環境影響評価制度のあり方」の審議結果について(報告)

平成23年9月5日付けで企画政策部会に付議されたことについて、慎重審議した結果、案のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので報告します。

鳥取県生活環境部長 中山 貴雄 様

鳥取県環境審議会長 日置 佳之

「環境影響評価制度のあり方」の審議結果について(答申)

平成23年9月5日付けで諮問のあった「環境影響評価制度のあり方」について、慎重審議した結果、案のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので答申します。

### 鳥取県環境影響評価条例の改正の考え方

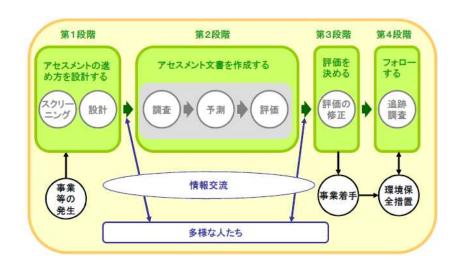
平成25年1月

環境影響評価法は、施行後10年が経過する中で、状況の変化及び法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するために、中央環境審議会での答申を踏まえ、平成23年4月に環境影響評価法の一部を改正する法律が公布されました。

鳥取県環境影響評価条例についても、施行後10年が経過し、法改正に加え、制度を取巻く状況の変化に応じた必要な措置を講じる必要があることから、本県の環境影響評価制度のあり方について、平成23年9月5日に鳥取県環境審議会に諮問したものです。

### 1 環境影響評価制度

環境影響評価制度は、「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」を行う事業者自らが、その事業実施にあたり、あらかじめ適正に調査・予測・評価を行い、その結果に基づき、その事業にかかる環境の保全について適正に配慮し、公害の未然防止や良好な環境の保全を図るための制度です。



環境アセスメントの流れ

#### (1)環境影響評価制度の基本的性格

事業者がよりよい環境配慮を行うことを支援するための<u>情報交流の手続</u> <u>許可基準・審査基準ではなく</u>、対象事業・手続等について定める

実施の有無を決めるものではない(規制ではない)

事業者において自主的に環境保全上の適正配慮がなされることを期するという セルフコントロールの考え方を基礎

#### (2)アセス手続の義務づけの意義

広く分散して保有されている<u>環境情報を</u>的確かつ効率的に<u>収集する</u>手続を設けることを通じ、<u>配慮がなされるべき</u>個別具体の<u>環境保全上の価値を</u>的確に<u>把握</u>すること 環境影響評価の客観性、透明性、信頼性を確保すること

関係者の行動のルールを明らかにすること

(特に事業者のセルフコントロールが基礎なので、事業者が行うべき事項を明らかにする ことにより、事業者の義務範囲が明確になり、社会的にもそれが認知されるという効果)

#### 2 制度運用の経緯

国では、昭和59年に「環境影響評価の実施について」が閣議決定され、いわゆる閣議アセスが行われていましたが、平成9年、現在の「環境影響評価法」が制定されて制度の充実が図られ、平成11年から全面施行されています。

一方、本県の環境影響評価制度は、平成3年に「鳥取県環境影響評価実施要綱」を制定して対応していましたが、法制定の動きを受けて、平成10年に現在の「鳥取県環境影響評価条例」を制定して運用してきました。

### 3 条例等の審査実績

本県においては、平成10年の条例制定(平成11年施行)後、条例に基づく審査案件は、 現在手続き中の「東部広域行政管理組合廃棄物処理施設整備事業」の1件です。

なお、法(平成11年施行)及びそれに準じた手続きを行ったものは、3件です。

Νo	事業名	事業種類	事業場所	事業者	事業規模	手続きの状況 (手続き期間)	備考
1	東部広域行政管理組合 廃棄物処理施設整備事業	ごみ焼却炉	鳥取市	東部広域行政管理組合	330t/日(最大)	準備書 知事意見提出中 (平成21.8~)	条例アセス
2	都市計画道路 鳥取青谷線(仮称)	道路	鳥取市他	鳥取県	4 車線、約20 k m	手続終了 (平成12.6~17.6)	法アセス
3	美保飛行場拡張整備事業	飛行場	米子市 境港市	国土交通省	滑走路延長500m (延長後2,500m)	手続終了 (平成14.1~17.12)	法アセス
4	大橋川改修事業	河川改修	松江市 (島根県)	国土交通省	全長7.5km	最終とりまとめ の公表 (平成16.2~21.2)	事業者の 自主的な環境調査

### 4 法制度見直しに関する国の動向

環境影響評価法では、「法律の施行後10年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定されています。国は、平成21年8月に中央環境審議会に「環境影響評価制度のあり方」を諮問し、平成22年2月にその答申を受けました。

この答申等を受け、同年3月に「環境影響評価法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、 その後、国会での継続審議を経て、平成23年4月に成立・公布されました。

#### 5 条例改正検討の背景

鳥取県環境影響評価条例も施行から10年以上が経過し、鳥取県温暖化対策条例の制定や風力発電施設などの導入促進など、制度を取巻く状況が変化しています。また県民の環境に対する意識も身近な自然環境から地球環境に至るまで一層高まっています。

今後、NPOや地域、企業などと連携・協働して全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティブ」の取り組みを進めるためにも、現在の制度に検討を加え、事業に対する環境配慮が一層進められる制度にする必要があると考えます。

## 6 法・政令改正に関係する条例改正の方針一覧(案)

	条例及び施行規則の			
改正項目施行時期		改正の概要	改正方針	
(1)-1 交付金事業を対象 事業に追加	平成 2 4年 4月	交付金の交付対象事業を法対象事業 とする	対象外	
(1)-2 風力発電所を対象 事業に追加	平成 2 4 年 1 0 月	出力 1 万 k W以上の風力発電所の設置・変更工事事業を法対象事業とする	審議中	
(2) 計画段階配慮書の 手続の新設	平成 2 5 年 4 月	事業の位置・規模等の選定にあたり、 環境保全上の配慮事項を検討する計 画段階配慮書の作成を義務化	審議中	
(3) 方法書における要 約書作成と説明会 開催を義務化	平成 2 4 年 4 月	事業者による方法書段階における要 約書作成と説明会開催を義務化	改正済み (平成 24 年 4 月 施行)	
(4) 電子縦覧の義務化	平成 2 4 年 4月	電子化の進展を踏まえ、インターネットの利用等による環境影響評価図書 の電子縦覧を義務化	改正済み (平成 24 年 4 月 施行)	
(5) 政令で定める市か ら事業者への直接 の意見提出	平成 2 4年 4月	事業影響が単独の政令市区域内のみ に収まる場合は、当該市の長から直接 事業者に意見を述べる	対象外	
(6) 環境保全措置等の 公表等の手続の具 体化	平成 2 5 年 4 月	事業着手後の環境保全措置等の実施 状況について、公表等を義務化	審議中	

## 7 今後の主なスケジュール(案)

・ 2月下旬:条例改正案を県議会附議

・ 4月1日:改正条例施行

## ご意見募集

### 応募期限 平成24年9月27日(木)まで

## 「鳥取県環境影響評価条例の改正案」について ご意見をお寄せ下さい。

鳥取県環境影響評価条例は、施行後10年が経過して社会を取巻く状況が変化しており、一体的に運用される 環境影響評価法の改正に加え、状況の変化に応じた必要な措置を講じる必要があるため見直しを検討していま すので、改正案について県民の皆様からのご意見を募集いたします。

【環境影響評価制度:開発事業の実施に当たり、環境影響をあらかじめ事業者自らが調査・予測・評価し、その 結果を公表して意見を聴き、環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げる制度】

## 環境影響評価条例の改正案の概要

### 1 法改正等に伴う条例の改正

- (1) 計画段階配盧書の手続の新設
  - 事業の位置・規模等を選定する段階(計画立案段階)で、環境保全のために配慮すべき事項の 検討を行い、その結果を計画段階配慮書として作成・公表することを義務化
- (2) 事後調査報告書公表の義務化
  - 事後調査報告書(事業着手後の環境影響を把握する調査の結果や評価を記載した報告書)の公 表を義務化
- (3) 風力発電所を対象事業に追加
  - 騒音・低周波音や希少な鳥類の衝突事故等の環境影響が指摘されていることから、風力発電所 の事業を対象事業に追加
  - 対象規模:一般地域 1万kW以上 / 特別地域 7,500kW以上

### 2 本県独自の検討による条例の改正

- 特別地域の見直し (\*特別地域:環境の保全に関して、特に配慮を要する地域)
  - ①【追加】「東郷池水質管理計画」の対象地域
  - ②【範囲明確化】「湖山池水質管理計画」の対象地域(現行:「湖山池及びその流域」)

### 3 施行日等

- (1) 平成25年4月1日施行(予定)
- (2) 改正後の条例の施行に伴う経過措置を設ける

### 【鳥取県環境影響評価条例の改正案の入手方法】

・鳥取県のホームページ(アドレスは下記)からダウンロードできるほか、県庁県民課、各総合事務所県民局、 県立図書館及び市町村役場でも入手できます。

### 【応募方法】

- ・様式は自由です。(裏面をご利用ください) ・郵送、ファクシミリ、電子メールでお寄せいただくか、県庁県民課、各総合事務所県民局及び県立図書館に 設置している意見箱へ投函してください。市町村役場窓口でも応募できます。

※上記以外の方法(電話等)によるご意見は受け付けかねますので、あらかじめご了承ください。

#### 【結果の公表】

いただいたご意見については、取りまとめの上、それに対する考え方と併せてホームページ等で公表します。

### 【応募・問合せ先】

鳥取県生活環境部環境立県推進課

送: 〒680-8570 (郵便番号のみで届きます)

話:0857-26-7876 ファクシミリ:0857-26-8194 電子メール: kankyourikken@pref. tottori. jp

ホームページ: http://www.pref.tottori.lg.jp/204056.htm



### 鳥取県環境影響評価条例等の改正案の骨子

平成24年9月7日 環境立県推進課

環境影響評価法については、その施行を通じて明らかになった課題等に対応するために改正(平成23年4月公布、平成25年4月完全施行)され、併せて、法対象事業として、風力発電所が追加されました(平成24年10月施行)。 法と一体的に運用している、鳥取県環境影響評価条例及び同条例施行規則についても、施行後10年が経過して社会を取巻く状況が変化しており、法改正に加え、状況の変化に応じた必要な措置を講じる必要があることから改正を行います。

# 1 法(政令)改正に伴う条例等の改正 (1)計画段階配慮書の手続の新設

法 改正	<ul><li>○ 事業の早期段階における環境配慮を図るため、事業の位置・規模等を選定する段階(計画立案段階)において、環境の保全のために配慮すべき事項の検討を行い、その結果を計画段階配慮書として作成・公表することを義務化</li></ul>
条例改正	【現 行】計画段階配慮書の規定なし
以正	【改正案】条例においても、計画段階配慮書の作成・公表を義務化 (条例の 全ての対象事業を対象)

### (2) 事後調査報告書公表の義務化

法 改正	○ 事業着手後の環境保全措置の実施状況を明らかにすることは、環境影響評価後の環境配慮の充実に資することから、環境保全措置等の実施状況についての公表等を義務化
条例	【現 行】県の技術指針に基づく事後調査報告書の作成・送付を義務化
改正	【改正案】事後調査報告書の公表を義務化 なお、事後調査を実施しない場合は、準備書及び評価書への理由の 記載を義務化

\*事後調査:事業の工事着手後に当該事業に係る環境影響を把握するために行う調査

#### (3) 風力発電所を対象事業に追加

法 (政令) 改正	○ 再生可能エネルギーとして導入が期待される一方、騒音・低周波音や希少な鳥類の衝突事故等の環境影響が指摘されていることから、風力発電所の設置・変更工事の事業を法対象事業に追加(法的関与要件+規模要件)・対象規模 第1種 1万kW以上 / 第2種 7,500kW以上1万kW未満
条例	【現 行】風力発電所は対象事業外
(規則) 改正	【改正案】条例においても、 <u>風力発電所の事業を対象事業に追加</u> (規模要件のみ)
	• 対象規模 一般地域 1万kW以上 / 特別地域 7,500kW以上

### 本県独自の検討による条例等の改正(現行条例の見直し)

(4)特別地域の見直し【改正案】

新規 追加	① 「東郷池水質管理計画に規定する対象地域 (東郷池及びその流域)」を特別地域 (事業の種類によって対象とする地域) に追加
範囲 明確化	② 現特別地域の「湖山池及びその流域」について、「 <u>湖山池水質管理計画に</u> 規定する対象地域 (湖山池、湖山池流域及び湖山川流域)」とし、範囲と根 拠を明確化

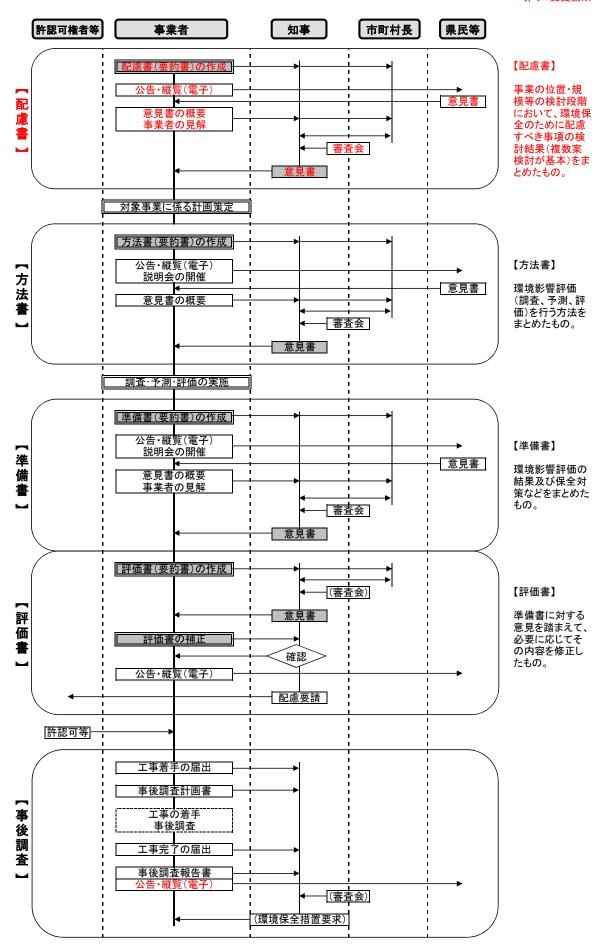
\*特別地域:環境の保全に関して、特に配慮を要する地域

### 3 施行日等

- (1) 平成25年4月1日施行(予定)
- (2) 改正後の条例の施行に伴う経過措置を設ける

## 鳥取県環境影響評価条例の手続の流れ(案)【H250401施行】

赤字:変更箇所



### 環境影響評価の対象事業及び規模

事業の種類		環境影	響評価法	鳥取県環境評価条例		
	争業の種類	第一種事業	第二種事業	一般地域	特別地域	
道路	高速道路 首都高速道路等 一般国道 国道以外の道路 大規模林道	すべて 4 車線以上のもの 4 車線、10km以上 - 幅6.5m、20km以上	- - 7.5km以上10km未満 - 幅6.5m、15km以上20km未満	- - - 4 車線、10km以上	- - 4 車線、7.5km以上 又は2 車線、15km以上 (農林道も含む)	
河川	ダム、堰 湖沼水位調節施設 放水路	湛水面積100ha以上 改変面積100ha以上 改変面積100ha以上	75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満	湛水面積100ha以上 改変面積100ha以上 改変面積100ha以上	湛水面積 75ha以上 改変面積 75ha以上 改変面積 75ha以上	
鉄 道	新幹線 在来線	すべて 10km以上	- 7.5km以上10km未満	- 10km以上	- 7.5km以上	
飛行場 (滑走路)	新設 延長	2500m以上 500m以上	1875m以上2500m未満 375m以上 500m未満	2500m以上 500m以上	1875m以上 375m以上	
発電所	水力 火力 地熱 原子力	出力 3万kw以上 出力 15万kw以上 出力 1万kw以上 すべて	2.25万kw以上 3万kw未満 11.25万kw以上15万kw未満 7500kw以上 1万kw未満 -	出力 3万kw以上 出力 15万kw以上 出力 1万kw以上 一	2. 25万kw以上 11. 25万kw以上 7500kw以上 一	
	風力	出力 1万kw以上	7500kw以上 1万kw未満	出力 1万kw以上	7500kw以上	
廃棄物最		埋立面積30ha以上	25ha以上 30ha未満	埋立面積25ha以上	埋立面積18ha以上	
	埋立及び干拓	50ha超	40ha以上 50ha以下	50ha超	40ha以上	
土地区画		100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上	
	街地開発事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	_	_	
工業団地		100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上	
	盤整備事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	_	_	
流通業務	団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上	
宅地の造	成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上	
港湾計画		埋立等区域300ha以上	_	_	_	
廃棄物処	理施設ごみの焼却し尿処理			100t /目以上 100kl/日以上	75t /目以上 75kl/目以上	
工場の新	築、増築 排ガス			1万m³/目以上 4万Nm³/時以上	7500m³/目以上 3万Nm³/時以上	
ゴルフ場	又はスキー場			50ha以上	37.5ha以上	
	易、スキー場を除く)			75ha以上 (土地改変区域に限る)	50ha以上 (土地改変区域に限る)	
岩石等採	取事業			50ha以上	37.5ha以上	
大規模畜 (草地造成	産団地造成事業 対を含む)			75ha以上	50ha以上	
複合開発	事業			明文化	明文化	

注) 一般地域:特別地域以外の地域 / 特別地域:開発における環境の保全に関して特に配慮すべき地域として定めたもの(国立公園等) 法対象事業:「法的関与要件」+「規模要件」、 条例対象事業:「規模要件」のみ / 港湾計画については、港湾環境アセスメントの対象となる

青字箇所:法(政令)改正、赤字箇所:条例(施行規則)改正案

## 特 別 地 域 【改正案】

事業の種類	すべての事業に共通の地域	事業の種類によって対象とする地域
・道路(4 車線以上の新設・4 車線以上の 改築) ・鉄道及び軌道 ・飛行場	・自然公園法の規定により指定された国立公園又は国定公園 ・鳥取県立自然公園条例の規定により指定された特別地域 ・鳥取県自然環境保全条例の規定により指定された県自然環境保全地域	専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、 幼稚園 ・保育所 ・病院及び患者の収容施設を有する診療所 ・上記施設の周囲1kmの区域
<ul><li>・ダム、堰、湖沼水位調節施設及び放水路</li><li>・公有水面の埋立て及び干拓</li><li>・土地区画整理事業</li><li>・流通業務団地造成事業</li><li>・工業用地、住宅用地その他の宅地の造成</li></ul>	・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により指定された特別保護地区 ・ハマナス自生南限地帯(※1)	
・発電所(水力・火力・地熱) ・廃棄物焼却施設、し尿処理施設、廃棄物 最終処分場 ・畜産団地造成事業 ・ゴルフ場又はスキー場、その他の運動・ レジャー施設 ・工場等の設置		<ul><li>○ 中海湖沼水質保全指定地域等</li><li>○ 湖山池流域</li><li>○ 【新】東郷池流域</li><li>○ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法に規定する指定水域及び指定地域(※5)</li></ul>
<ul><li>・道路(4車線以上の新設・4車線以上の 改築を除く)</li><li>・【新】発電所(風力)</li><li>・岩石等採取事業</li></ul>		O なし
・条例別表第6号から第13号までに掲げる2以上の事業の種類を併せて行う事業		○ 併せて行う事業の種類に応じ、それぞ れの事業の対象とする地域

- (※1) 昭和58年文部省告示第90号
- (※2) 平成元年総理府告示第5号
- (※3)「湖山池水質管理計画」の対象地域
- (※4)「東郷池水質管理計画」の対象地域
- (※5) 規則で定める指定水域及び指定地域なし(平成24年8月末現在)

■赤字:改正箇所

### 鳥取県環境影響評価条例の改正案に係るパブリックコメントの実施結果

平成 2 5 年 1 月 1 1 日 環 境 立 県 推 進 課

1 意見募集内容 : 鳥取県環境影響評価条例の改正案に関して意見募集を実施した

2 意見募集期間 : 平成24年9月7日(金)から9月27日(木)まで

3 周知・応募方法

・周知方法 : 県ホームページ、新聞広告、県庁・各総合事務所・県立図書館・市町村役

場窓口配布など

・応募方法 : 郵送、ファクシミリ、電子メール、窓口の意見募集箱への投函

4 意見件数 : 15件(9名)

5 意見概要と対応方針

主な意見の概要	対応方針	
計画段階配慮書の手続の新設(1件) 前倒しの環境影響評価に役立つ。事業者の自己 申告か。	対象事業を実施しようとする事業者に対し て、手続きの実施を求める予定です。	
事後調査報告書公表の義務化(2件) 事後調査報告書は環境影響評価に資するもの。 事後調査を実施しない場合とあるが、その想定の 根拠は事業者の意志・意欲か。	事後調査は、技術指針に基づき、「予測の不確実性の程度が大きい選定項目の環境保全措置を講ずるとき」や「効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずるとき」などに行うものとしています。	

### 風力発電所を対象事業に追加(7件)

対象事業に風力発電所が加わることは大いに評価するが、事業規模が一般地域1万kw以上等なのは疑問。運用中の風力発電施設建設ガイドラインの適用(総出力500kw以上)と矛盾。野鳥等の繁殖のための生息環境が受けるダメージの程度は風力発電所の規模の違い程の差はない。

騒音・低周波音の対策上できるだけ小規模にすべき。一般地域の対象規模は500kW以上、特別地区は500kW以上7,500kW未満とすべき。

希少な野生動植物保護のための配慮と地域住民の方達が受ける影響を極力少なくするためにも再考を願う。

全国的に先進的な厳しい基準を設けていたのに 1万kW以下の風力発電がノーチェックになりおか しい。1基でも大規模で景観が壊されるので、大 小に関わらず悪影響の有無をチェックすべき。低 周波やシャドウフリッカー等、対策の施しようが ない公害問題なので対象基準をよく検討すべきだ し、規制値も明記すべき。

風力発電ガイドラインが制定され、乱開発を抑制できてきた。風力発電推進のため規制緩和するようにしか見えない。

大山の裾野は悲惨な景観。綺麗な景観を失えば 何も残らないので、条例で環境影響評価を義務づ 御意見の内容に加えて、県内の既設風力発電施設の状況や今後の導入見込み(増設も含む)などを踏まえ、パブリックコメントの案よりも、更に小規模な施設から条例の対象とします。

なお、環境面の基準等を定めた「規制」については、アセス条例に基づく手続きとは別に、各個別法等により行われており、これらはアセス条例の対象規模にかかわらず定められているところです。

けるのは大賛成。ただ、場所ごとの影響は違うので対象規模の下限値を設けずに全ての風力発電を対象にすべき。1万kwでは風車4~5基程度の規模でノーチェックで建設できる。

環境影響評価を充実させて、設置後の変更や撤去はできる限り少なくしたいもの。

早い段階で事業実施に伴う環境影響を把握することや地域住民等の意見を聞いてその理解を得ることが、円滑な事業の実施に資するものと考えます。

計画段階配慮書の義務化と併せて前倒しの環境 影響評価に寄与が期待される。 改正案の内容に賛成の御意見と理解します。

風力発電を対象に入れたのはたいへんよかった。

特別地域の見直し(1件)

東郷池流域の追加と湖山池流域・湖山川流域の境界明確化はよい。

流域の境界が明確に設定できるか。海岸部の分水界は明瞭か。排水系統は把握できるか。

流域の境界はそれぞれ東郷池水質管理計画 及び湖山池水質管理計画において、海岸部の 分水界も踏まえて規定しています。また排水 系統は対象事業者が環境影響を検討する際に 明らかにされます。

全体・その他(4件)

電磁波や低周波も評価項目に入れてほしい。対象となる施設や道路などの規模が緩い。鳥取県は大変自然が豊かで、貴重な県の財産。日本一環境の良い県を目指して頑張ってほしい。

評価書作成は事業者のみが実施すべきではない。 公平な評価のため、県、民間など多面的に評価す べき。

対象事業の範囲で「対象となる事業には工事に よる直接改変を含むものに限らず、その事業によ って対象規模を超える面積の環境改変を生じるも のも含む」との文言を入れてもらいたい。

理由は、湖山池の高塩分化事業が、堰・ダムなどの対象規模を超えているがアセスメントをやらずに実施されている。法や条例の精神に照らせば当然アセスメントをやるべき(少なくとも自主アセスを)対象だが、工事の有無などについての規定が明確でなく対象事業にあたらない言い訳けができる余地があり、条例の不備。

この点を明確化し、工事を伴わない場合でもその事業で大きな環境改変が伴う場合ははっきりと対象事業であることをわかるようにしてもらいたいため。

環境影響評価を行う項目は、事業ごとに事業特性及び地域特性を勘案して適宜選択することとなっています。

対象事業は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして設定しており、直ちに見直しが必要な状況とは認識していないところです。今後の検討の参考とさせていただきます。

評価書は、その前段階である準備書に対する一般の方々や市町村長、知事などからの意見内容を検討し、この準備書の内容を必要に応じて見直したものであり、多面的な評価がなされているものと考えます。

アセス条例における事業とは、「特定の目的 のために行われる一連の土地形状の変更や工 作物の新設・増改築」をいい、対象事業の種 類及び規模は、条例等に限定列記及び数値に より明記しています。

御意見の内容では、具体的にどのような事業(行為)や環境改変の規模(程度)が対象となるか明確でなく、また、これらを具体的に類型化することも困難です。

条例対象として事業者に対して義務を課すためには、その義務の範囲をあらかじめ明確にしておく必要があることから、御意見のような事業については、アセス条例の対象として一律に手続きを課すのではなく、事業に応じた自主的な環境影響評価の取り組みに関して、継続して検討すべきものと考えます。

## 環境審議会委員のパブコメ案に対する意見とその対応

平成25年1月11日環境立県推進課

意見	対応状況
【計画段階配慮書の手続の新設】(安田委員) 前倒しの環境影響評価に役立つ。事業者の自己申告か。	対象事業を実施しようとする事業者に対して、手続きの実施を求める予定です。
【事後調査報告書公表の義務化】(安田委員) 事後調査報告書は環境影響評価に資するもの。 事後調査を実施しない場合とあるが、その想定の根拠は事業者の意志・ 意欲か。	事後調査は、技術指針に基づき、「予測の不確実性の程度が大きい選定項目の 環境保全措置を講ずるとき」や「効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ず るとき」などに行うものとしています。
【風力発電所を対象事業に追加】(安田委員) 計画段階配慮書の義務化と併せて前倒しの環境影響評価に寄与が期待される。	改正案の内容に賛成の御意見と理解します。
【特別地域の見直し】(安田委員) 東郷池流域の追加と湖山池流域・湖山川流域の境界明確化はよい。 流域の境界が明確に設定できるか。海岸部の分水界は明瞭か。排水系統 は把握できるか。	流域の境界はそれぞれ東郷池水質管理計画及び湖山池水質管理計画において、 海岸部の分水界も踏まえて規定しています。また排水系統は対象事業者が環境影響を検討する際に明らかにされます。

### 【風力発電所を対象事業に追加】(福田委員)

対象事業に風力発電所が加わることは大いに評価するが、事業規模が一般地域1万kw以上等なのは疑問。運用中の風力発電施設建設ガイドライン設から条例の対象とします。の適用(総出力500kw以上)と矛盾。野鳥等の繁殖のための生息環境が受けるダメージの程度は風力発電所の規模の違い程の差はない。騒音・低周波なお、環境面の基準等を定音の対策上できるだけ小規模にすべき。一般地域の対象規模は500kW以上、特別地区は500kW以上7,500kW未満とすべき。

希少な野生動植物保護のための配慮と地域住民の方達が受ける影響を極力少なくするためにも再考を願う。

御意見の内容に加えて、県内の既設風力発電施設の状況や今後の導入見込み (増設も含む)などを踏まえ、パブリックコメントの案よりも、更に小規模な施 設から条例の対象とします。

なお、環境面の基準等を定めた「規制」については、アセス条例に基づく手続きとは別に、各個別法等により行われており、これらはアセス条例の対象規模にかかわらず定められているところです。

### 【その他】(鶴崎委員)

に限らず、その事業によって対象規模を超える面積の環境改変を生じるも┃限定列記及び数値により明記しています。 のも含む」との文言を入れてもらいたい。

るがアセスメントをやらずに実施されている。法や条例の精神に照らせば 当然アセスメントをやるべき(少なくとも自主アセスを)対象だが、工事 でもその事業で大きな環境改変が伴う場合ははっきりと対象事業であるこ┃影響評価の取り組みに関して、継続して検討すべきものと考えます。 とをわかるようにしてもらいたいため。

アセス条例における事業とは、「特定の目的のために行われる一連の土地形状 対象事業の範囲で「対象となる事業には工事による直接改変を含むもの」の変更や工作物の新設・増改築」をいい、対象事業の種類及び規模は、条例等に

御意見の内容では、具体的にどのような事業(行為)や環境改変の規模(程度) 理由は、湖山池の高塩分化事業が、堰・ダムなどの対象規模を超えてい│が対象となるか明確でなく、また、これらを具体的に類型化することも困難です。

条例対象として事業者に対して義務を課すためには、その義務の範囲をあらか の有無などについての規定が明確でなく対象事業にあたらない言い訳けが|じめ明確にしておく必要があることから、御意見のような事業については、アセ できる余地があり、条例の不備。この点を明確化し、工事を伴わない場合 人条例の対象として一律に手続きを課すのではなく、事業に応じた自主的な環境

### 風力発電施設建設ガイドライン 概要

制定: 平成19年3月

目的: 風力発電施設の建設を進めるにあたり、適正な土地利用、環境及び景観の保全並びに自然の保

護に関し、事業者が自主的に遵守すべき事項について示す。

適用範囲: 一団の施設としての総出力が500kw以上の風力発電施設

[根拠]・地域の環境に少なからず影響を及ぼすと考えられる規模

- ・電気事業法で小規模(工事計画届出不要・使用前検査不要)を超える規模
- ・導入実績からみて500kw未満は仮設的な試験研究用及び個人用

### 記載内容

1.環境影響評価の実施及び立地規制

(1)土地利用: 関係法令に基づく立地規制地区を列挙

・風致地区(都市計画法)/・農用地地区(農振整備法)

・保安林等(森林法等)/・特別地区等(自然公園法、県立自然公園条例)

・特別地区(自然環境保全条例)/・特別保護地区(鳥獣保護法)

・海岸保全区域(海岸法)/・史跡・名勝等(文化財保護法等)

・景観地区(景観法)/・景観形成上重要な地区(景観形成条例)

(2)騒 音: 騒音測定方法及び環境基準値を記載

(3)電波障害: 事前の現地調査及び建設後の事後評価を規定

(4)景 観: 設置位置・配列・色彩を規制、景観予測調査を規定

設置位置 ... 可能な限り<u>「主要な眺望点から300m以上」「主要な幹線道路の路肩から200m</u>

以上」離す

[根拠] 主要眺望点 … 県内最大の風車(118.5m)を想定し、周辺の影響として圧迫感

を与えない仰角20度以下となる距離

(「土木施設景観の計量心理的評価手法に関する研究」1976)

主要幹線道路 ... 進行方向に対し60km/hで移動している場合に認識される視

角40度の範囲に仰角20度を超える風車が生じない距離

(自然環境アセスメント技術)

配 列 … 主要な眺望点、主要な幹線道路から見た配列が不規則とならないよう、

一定の規則性を持たせた配列とする

色 彩 … 薄い灰色 (無色彩)を使用

調査手法 … 3点以上でスケッチ・フォトモンタージュ等により予測

(5)動植物:調査内容、手法等を記載

(6)その他: 人と自然との触れ合い活動の場、日陰等

2 .建設の進め方 ...

立地調査 環境影響評価 住民説明等 許認可等手続 事後調査

### 関係法令(抜粋)

### ■鳥取県環境影響評価条例(平成10年12月22日鳥取県条例第24号)抜粋

(目的)

186 この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たり環境影響評価及び事後調査を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価に関する手続その他所要の事項を定めることにより、環境影響評価及び事後調査が適切かつ円滑に行われ、事業の実施に当たり環境の保全について適切な配慮がなされることを確保し、もって県民 第1条 の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。 (定義)

第2条 この条例において「環境影響評価」とは、<u>事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状</u> の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

## ■鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(平成8年10月8日鳥取県条例第19号)抜粋

(県の施策の策定等に当たっての配慮) 第10条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

11条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行 第11条 い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

### ■環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)抜粋

(目的)

(日間) (一条) この法律は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について国等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、 第一条 その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他の その事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保 全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の 確保に資することを目的とする。

(定義)

- 三条 この法律において「環境影響評価」とは、<u>事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形</u> 状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同 じ。) の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。) について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価性景が表していません。 討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。
- この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であって、<u>規模(形状</u>が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をい 次項において同じ。)が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとし う。次項において同し。 令で定めるものをいう。

(条例との関係)

- 第六十一条 この法律の規定は、地方公共団体が次に掲げる事項に関し条例で必要な規定を定めること を妨げるものではない。
  - 第二種事業及び対象事業以外の事業に係る環境影響評価その他の手続に関する事項
  - 第二種事業又は対象事業に係る環境影響評価についての当該地方公共団体における手続に関する 事項 (この法律の規定に反しないものに限る。)

(地方公共団体の施策におけるこの法律の趣旨の尊重)

第六十二条 地方公共団体は、当該地域の環境に影響を及ぼす事業について環境影響評価に関し必要な 施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

### ■環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)抜粋

(環境影響評価の推進)

二十条 国は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を 行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、 必要な措置を講ずるものとする。

## 「特別地域」の設定の考え方(判定基準との比較)【改正案】

平成24年10月23日

「特別地域」とは環境に特に配慮すべき地域として定めるものであり、環境影響評価法に規定する第2種事業についての判定の例と同等に考えることが適当であることから、平成9年12月環境庁告示第87号に定める第2種事業の判定基準(最終改正:平成24年4月)の内容に準じて定めることとする。

		判定基準の内容	特別地域
(1) 環境の 状況そ	ア 環境影響を受けやすい地域 又は対象等が存在する場合	例:閉鎖性の高い水域等の、当該事業の実施により排出される る汚染物質が滞留しやすい地域において、当該汚染物質に より環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合	<ul><li>・湖沼水質保全特別措置法に規定する指定湖沼及び 指定地域(中海)</li></ul>
のにく基判準		例:学校、病院、住居専用地域、水道原水取水地点等の人の 健康の保護又は生活環境の保全上の配慮が特に必要な地域 又は対象に対して人の健康の保護又は生活環境の保全上の 影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合	<ul><li>・学校教育法に規定する学校</li><li>・児童福祉法に規定する保育所</li><li>・医療法に規定する病院及び患者の収容施設を有する診療所</li><li>・都市計画法に掲げる住居専用地域</li><li>・特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法に規定する指定水域及び指定地域</li></ul>
	しての自然環境その他、 のとなるおそれがある場合 ①自然林、湿原、藻場、 受けていない自然環場 ②里地里山(二次林、)	干潟、サンゴ群集及び自然海岸等、人為的な改変をほとんど 管や一度改変すると回復が困難な脆弱な自然環境 、工林、農地、ため池、草原等)並びに河川沿いの氾濫原の湿	・鳥取県自然環境保全条例の規定により指定された 県自然環境保全地域 ・文化財保護法の規定により天然記念物ハマナス自 生南限地帯の指定地域
	③水源涵養林、防風林、   地等、地域において重	のち、減少又は劣化しつつある自然環境 水質浄化機能を有する干潟及び土砂崩壊防止機能を有する緑 重要な機能を有する自然環境 也及び緑地(斜面林、社寺林、屋敷林等)並びに水辺地等のう 5重要な自然環境	(その他の自然環境等は、次欄に掲げる地域と重複するため除外する。)
	イ 環境の保全の観点から法令 等により指定された地域又は 対象が存在する場合	例:大気汚染防止法又は水質汚濁防止法に基づき総量規制基準が定められた地域、自然公園法に基づき自然公園として指定された地域等法令等により環境の保全を目的として又は環境の保全に資するものとして指定された地域又は対象に対して環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合	・自然公園法の規定により指定された国立公園及び 国定公園、鳥取県立自然公園条例の規定により指 定された特別地域 ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定 により指定された特別保護地区
	ウ 既に環境が著しく悪化し、 又はそのおそれが高い地域が 存在する場合	例:環境基本法に基づき定められた環境基準の未達成地域に おいて、環境基準未達成項目に係る環境影響の程度が著し いものとなるおそれがある場合	・湖山池水質管理計画に規定する対象地域 ・【新】東郷池水質管理計画に規定する対象地域
(2) 個別の 事 内 基 づ く	<ul><li>ア 当該事業が、同種の事業の 一般的な事業の内容と比べて 環境影響の程度が著しいもの となるおそれがある場合</li></ul>	例:当該事業において用いられる技術、工法等の実施事例が 少なく、かつ、その環境影響に関する知見が十分でないも のであって、環境影響の程度が著しいものとなるおそれが ある場合	・対象なし (特殊な工法、技術等による環境影響の程度については、地方レベルで評価の基準等を設けることは 困難であることから除外する。)
判定基準	イ 当該事業が、他の密接に関連 の環境影響の程度が著しいもの	重する同種の事業と一体的に行われることにより、総体として ひとなるおそれがある場合	・複合開発事業(対象事業として整理する。)

## 「特別地域」の県内概況と対象事業【改正案】

平成25年1月8日

根拠法令など	地域等の名称	県内の概況	対象とする事業
・自然公園法第5条第1項の規定により指定 された国立公園又は同条第2項の規定によ り指定された国定公園	・国立公園 ・国定公園	(国立) 2 か所16,999ha (国定) 2 か所10,016ha	すべての事業
・鳥取県立自然公園条例第11条第1項に規定する特別地域	・県立自然公園 (特別地域)	3か所 1,640ha	
・鳥取県自然環境保全条例第13条に規定する 県自然環境保全地域	• 県自然環境保全地域	15か所 153.7ha	
・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第29条第1項の規定により指定された特別 保護地区	・鳥獣保護区 (特別保護地区)	国設 2 か所 2,269ha 県設 3 か所 368ha	
・文化財保護法第69条第1項の規定による天然記念物ハマナス自生南限地帯の指定地域	・ハマナス自生南限地帯	2 か所: 972.7㎡ (鳥取市伏野、大山町松河原)	
・学校教育法第1条に規定する学校 ・児童福祉法第39条第1項に規定する保育所 ・医療法第1条の5第1項に規定する病院及 び同条第2項に規定する診療所のうち患者	・学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、中等教育学校、大学及び高等専門学校)		道路 (4 車線) 鉄道 飛行場
の収容施設を有するもの ・これらの周囲1キロメートルの区域	・保育所 ・病院 ・患者の収容施設を有する診 療所	保育所:198か所 病 院: 45病院 診療所: 57か所	
・都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第 1種低層住居専用地域、第2種低層住居専 用地域、第1種中高層住居専用地域及び第 2種中高層住居専用地域	• 住居専用地域	2,387ha (鳥取市、米子市、倉吉市、 日吉津村の用途地域内のみ)	
・湖沼水質保全特別措置法第3条第1項に規 定する指定湖沼及び同条第2項に規定する 指定地域	・中海湖沼水質保全指定地域 等(指定湖沼及び指定地 域)	水面積 : 96.9km²	河川、公有水面埋立、土地区画整理、 流通業務団地造成、工業団地造成、宅 地造成、発電所(水力・火力・地熱)、
・湖山池水質管理計画に規定する対象地域	・対象地域(湖山池、湖山池 流域及び湖山川流域流域	陸域面積:38.91k㎡ 水面積:6.81k㎡	廃棄物最終処分場、廃棄物処理施設、 大規模畜産団地、ゴルフ場・スキー
・東郷池水質管理計画に規定する対象地域	•対象地域(東郷池流域)	陸域面積: 53.05km 水面積: 4.08km	場、レジャー施設、工場の新築・増築
・特定水道利水障害の防止のための水道水源 水域の水質の保全に関する特別措置法第4 条第1項に規定する指定水域及び指定地域	・指定水域及び指定地域	【未指定】	発電所(水力・火力・地熱)、廃棄物最終処分場、廃棄物処理施設、大規模畜産団地、ゴルフ場・スキー場、レジャー施設、工場の新築・増築

## (4) 環境学習の推進

「鳥取県環境教育基本方針」に基づき、 それぞれの年代に応じた環境教育・環境 学習を推進します。

エコクラブ活動の支援 環境観測キット、ライブラリー整備 水生生物実態調査



生物調査

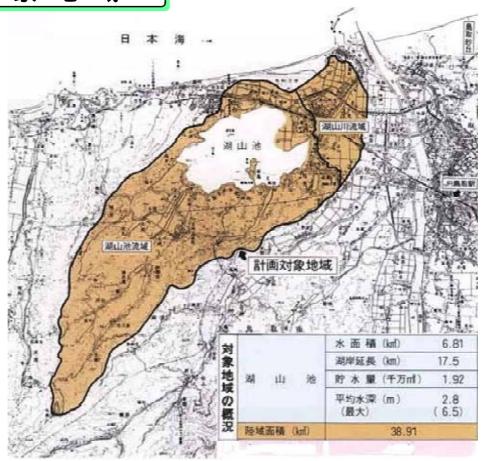
## (5) 事業者等に対する助成

この計画の施策を円滑に推進していくため、各種融資制度等の適切な運用を図りま す。

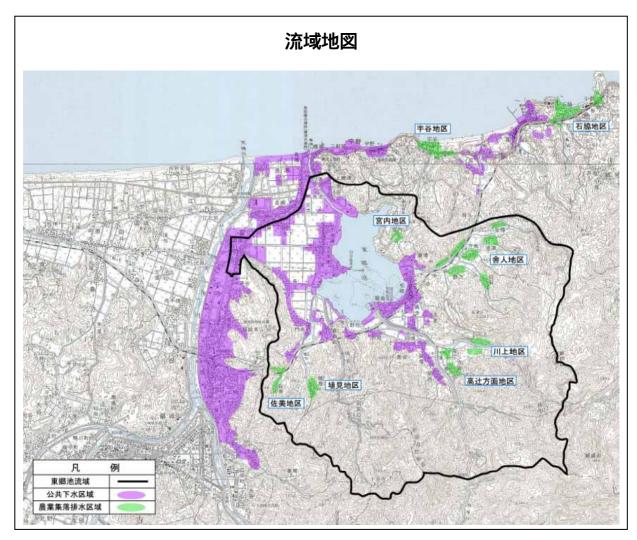
IS014000シリーズの認証取得への助成

鳥取県中小企業設備資金・小規模事業者等設備資金・小規模事業者等設備貸与資金 ・中小企業ハイテク設備貸与資金などの商工制度金融

## 対 象 地 域



## 対象地域



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平19 中複 第7号)」

<del>3.1</del>		湖面積 (km²)	4.08
対 象	東郷池	湖岸延長(km)	10
地域		貯水量(百万m³)	7.43
の		平均水深(m)	1.8
概		(最大)	(3.6)
況	陸域面積 ( k m² )	48.97	

## 環境影響評価法改正法の概要(赤字・赤矢印が法改正事項)

対象事業 交付金事業を対象事業に追加 (政令改正:風力発電所を追加) 事業実施段階前 計画段階配慮事項の検討(SEA) 環境大臣の意見 【配盧書】SEAの結果 ※第2種事業については 住 事業者が任意に実施 民 主務大臣の意見 ※災害等に準じる特例規定 知 事 の手 対象事業に係る計画策定 等 配慮書の内容等を考慮 意 スクリーニング手続 見 許認可等権者が判定 知事意見 【方法書】 評価項目・手法の選定 方法書、準備書及び評 価書について電子縦覧 の義務化 説明会の開催 住民·知事等意見 政令で定める市から事業者への直接の意見提出 評価項目、調査・予測及び評価手法の選定 ◆ 主務大臣の意見 ・調査・予測・評価の結果に基づき、環境保全措置を検討 環境大臣の意見 事業実施段階 【準備書】 環境アセスメント結果の公表 (学識経験者の活用) 環境大臣の意見等 説明会の開催 の 意見を述べる場合、 政令で定める市から事業者への直接の意見提出 手 環境大臣に助言を 求めるよう努力 続 許認可等権者の意見 【評価書】環境アセスメント結果の修正・確定 地方公共団体 許認可等・事業の実施 環境大臣の意見 報告書】環境保全措置等の結果の報告・公表 許認可等権者の意見

※ 配慮書、報告書に関する改正事項:公布後2年以内に施行 上記以外に関する改正事項:公布後1年以内に施行

## 環境影響評価法の一部を改正する法律の概要について

### 1. 改正の趣旨

環境影響評価法(平成9年制定)(以下「法」という。)の施行以降、法に基づく環境影響評価手続の適用実績は着実に積み重ねられ、環境保全に配慮した事業の実施を確保する機能を果たしてきた。法附則第7条では、「政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」こととされている。

法の完全施行から 10 年を迎え、法の施行を通じて浮かび上がった課題や、生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、地方分権の推進、行政手続のオンライン化等の社会情勢の変化に対応するため、「環境影響評価法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、平成 23 年 4 月に成立・公布されたものである。

### 2. 改正法の概要

### (1)交付金事業を対象事業に追加

補助金を交付金化する取組が進められていることを踏まえ、交付金の交付対象事業についても法対象事業とする。

### (2)計画段階配慮書の手続の新設

事業の早期段階における環境配慮を図るため、第一種事業を実施しようとする者は、 事業の位置、規模等を選定するにあたり環境の保全のために配慮すべき事項について検 討を行い、計画段階配慮書を作成することを義務化する。

### (3)方法書における説明会の開催の義務化

法施行後に作成されている方法書の実態として、図書紙数の分量が多く、内容も専門 的なものとなっていること等を踏まえ、事業者による方法書段階における説明会の実施 を義務化する。

### (4)電子縦覧の義務化

電子化の進展を踏まえ、インターネットの利用等による環境影響評価図書の電子縦覧を義務化する。

### (5)評価項目等の選定段階における環境大臣意見の技術的助言を規定

現行制度において環境大臣意見は評価書の段階でのみ述べられることとなっているが、評価項目等の選定段階においても、環境大臣が主務大臣に対し技術的見地から意見を述べることができるものとする。

### (6) 政令で定める市から事業者への直接の意見提出

現行制度においては都道府県知事が関係市町村長の意見を集約したうえで事業者に 対して意見を述べる仕組みとなっている。地方分権の進展等を踏まえ、事業の影響が単 独の政令で定める市の区域内のみに収まると考えられる場合は、当該市の長から直接事 業者に意見を述べるものとする。

### (7)環境保全措置等の公表等の手続の具体化

事業着手後の環境保全措置等の実施状況を明らかにすることは、環境影響評価後の環境配慮の充実に資するものであることから、評価書の公告を行った事業者に対して、環境保全措置等の実施状況についての公表等を義務化する。

#### 3. 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、 2. (1)及び(3)から(6)については公布の日から起算して1年を超えない範囲 内において政令で定める日から施行する。

### 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の概要(風力関係)

### 1. 背景

中央環境審議会においてとりまとめられた「今後の環境影響評価制度の在り方について (答申)」(平成 22 年 2 月 22 日)において、「風力発電施設の設置を法の対象事業として 追加することを検討すべき」とされ、これに基づき「風力発電施設に係る環境影響評価の 基本的考え方に関する検討会」において検討がなされ、報告書がとりまとめられた。(平成 23 年 6 月 21 日)

この報告書に基づき、風力発電所の設置の工事の事業等を環境影響評価法(以下「法」という。)の対象事業とするため、必要な要件等を定めるべく環境影響評価法施行令(平成9年政令第346号。以下「施行令」という。)の一部を改正するもの。

### 2. 内容

### (1) 対象事業の規模要件(別表第1関係)

出力が1万kW以上である風力発電所の設置の工事の事業を第一種事業とし、出力が7,500kW以上1万kW未満である風力発電所の設置の工事の事業を第二種事業とする。変更の工事においても同様とする。

### (2) 軽微な修正の要件(別表第2関係)

発電所の出力が 10%以上増加しないこと、修正前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないことを要件とする。

### (3) 軽微な変更の要件(別表第3関係)

発電所の出力が10%以上増加しないこと、変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと、発電設備の位置が100メートル以上移動しないことを要件とする。

### (4) その他

法54条第1項における政令委任事項については、施行令第13条の規定を準用する。

### 3. 今後の予定

閣議決定:平成23年11月11日

公布:平成23年11月16日施行:平成24年10月1日

#### 風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会 報告書の概要(抜粋) ~平成23年6月~

### 1. はじめに

#### (低炭素社会への転換に向けた期待)

低炭素社会への転換に当たり、再生可能エネルギーの導入は重要。中でも、風 力発電は、出力が不安定といった課題が指摘されるものの、相対的に発電コス トが低いこともあり、導入に期待。

#### (環境影響の懸念)

•一方、騒音・低周波音に関する苦情、希少な鳥類の衝突事故(パードストライク)、土 地改変に伴う動植物や水環境への影響、景観への影響等の環境影響が指摘。

#### (環境アセスメントの実施状況)

•一部自治体においては条例による環境アセスメントが義務付け。また、「NEDO マニュアル」による自主的な環境アセスメントが実施。しかしながら、条例以外の アセスにおいては、約1/4の案件で住民の意見聴取手続きが行われていないな どの課題。



中央環境審議会の答申(2010年2月)において、「風力発電施設の設置を法の対象事 業として追加することを検討すべき」とされた。

## 5-2. 規模要件の水準について

【条例との関係】 法未満の要件が設定されないケースもある ため、ナショナルミニマムとしての水準を設定すべき。

- 【自主取組との関係】 NEDOマニュアル(1万kW以上)との継 続性を考慮すべき。
- 【苦情等の発生】騒音・低周波音に関する苦情は、1万kWか ら4割近くに増加。
- 【動植物・生態系への影響】立地場所の動植物の脆弱性の 観点で<u>風力と類似する地熱発電(1万kW)を</u>参考とすべき。 火力の土地改変面積(5ha)と対応する風力の規模(1万 kW) を考慮すべき。
- 【カバー率との関係】 法成立時の他の発電事業のカバー率 (火力97%、水力84%)を参考とすべき(風力1万kW:80%)。

【エネルギー政策との関係】 エネルギー基本計画における導 <u>入目標を達成できる水準</u>が必要。震災の影響も考慮すると、 2万、3万ないし5万kWとすべき。

【騒音·低周波音】 <u>1基から現に健康被害の訴え</u>が生じている。 【鳥類】 1,000~2,000kW以上から希少種の衝突死の事例あり

「環境影響の程度が著しいものと なるおそれがある規模として1万 kWとすることが適当。・・・

ただし、再生可能エネルギーの導 入促進の観点から2万kW以上と すべきとの意見もあった。

また、騒音・低周波音やバードス トライク等の影響が現に生じてい ること等の理由から、5,000 kW又 はそれ以下とすべきとの意見も あった。」

### 9. おわりに

- 風力発電は様々な環境影響に関する苦情等により、立地が進まないケースも少なく ない。法対象とすることにより、透明性の高い環境アセスが確保され、住民の理解が 一層進み、環境と調和した風力発電の健全な立地が促進される。
- 風力発電については、環境アセスの適切な重点化・絞り込みが可能で、再生可能工 ネルギーの導入促進や地球温暖化対策の推進からも強く望まれる。
- > クリーン・エネルギーとして脚光を浴びてきた風力発電であるが、一部地域ではイメー ジの低下が見られる。効率的かつ適切な環境アセスの確保によりクリーン・エネル ギーとしての正当な地位が回復されることを期待する。

## SEAの評価方法

## 複数案の設定

●位置·規模等の検討段階のSEAは、複数案について、環境影響の程度を比較評価することにより行います。

## 事業の熟度に応じた調査・予測・評価

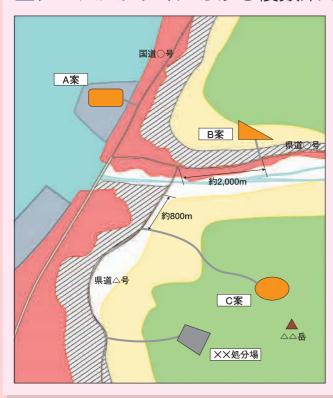
- ■調査は既存資料の収集・整理により行い、必要に応じて専門家の意見聴取や現地調査を実施します。
- ●予測は被影響対象の分布等の把握により各案の環境影響の程度を把握することにより行います。
- ●評価は留意すべき環境影響や環境保全施策との整合性など各案の特徴を明らかにし、各案ごとの環境配慮事 項を整理することにより行います。

## SEAの評価結果の反映

●案の決定に当たっては、社会的側面、経済的側面のほか、環境的側面として評価結果を踏まえた検討がなされ ます。それにより、事業者が環境的側面の案の特徴や必要な環境配慮事項を踏まえた判断をすることが期待 されます。

# SEAにおける評価のイメージ ~廃棄物最終処分場に係るケーススタディ\*:~

## ■ケーススタディにおける複数案の設定



### A案(海岸部案)

自然環境に配慮するとともに住宅地を避け、 海岸部の埋立地に設置する案

### B案(扇状地案)

国道〇号の北側部では慢性的な渋滞が 発生しているため、渋滞箇所の交通量を 少なくした案

### C案(山岳部案)

地形を活かしコストを低減する案



~戦略的環境アセスメント総合研究調査 技術手法編~から引用

## 関連する取組

国土交通省では、「公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」のほか、道路、河川、空港、港湾分野で個別にガイドライン等を策定し、PI (パブリック・インボルブメント)の取組を推進しています。今後は、SEA導入ガイドラインを踏まえ、適切な環境面での検討が行われ、重大な環境影響の回避又は低減に向けた検討に活かされることが望まれます。



公共事業の構想段階において、住民に対して十分な情報公開をするとともに住民参加の場を提供し、広く住民の意見やニーズを把握し、計画づくりに反映するための手法。

## 国内では

我が国では、平成14年に埼玉県がSEAを制度化をしており、その後、東京都、広島市、京都市で制度が導入されています。

これまで、埼玉県で3件、東京都で2件、京都市で7件の実施事例があります。

## ■ケーススタディにおける複数案の比較評価

環境要素			A 案	B 案	C 案
			海岸部案	扇状地案	山岳部案
	大気環境	大気質 騒音・振動	••	**	*
環境の自然的	水環境	水質	*	*	*
構成要素の 良好な状態の		地下水	••	••	**
保持	土壌環境・ その他の 環境	地形•地質		*	
生物の多様性 の確保及び 自然環境の 体系的保全 動物・植物・生態系			••	**	
人と自然との	景観		*	••	
豊かな触れ合い	触れ合い活	動の場		*	*
留意すべき環境要素			●水質 (海域) ●景観	●大気環境 ●水質 (河川) ●触れ合い活動の場	●大気環境 ●水質(河川) ●地下水 ●動物・植物・生態系
環境保全施策 との整合性	沿岸部の道路沿道の 生活環境(大気質、 騒音・振動)の改善		_	0	0
	△△岳の自然	然環境保全	0	0	

凡例 \*\*:影響が大きい \*:影響がある  $\cdots$ :影響が小さい又は特になし 0:現況に同じ -:悪化のおそれがある --:悪化のおそれが大きい

## 答申案

鳥取県生活環境部

- 1 「風力発電事業の対象規模」以外の内容は、パブリックコメントにおいて提示した改正案のとおりとする。
- 2 「風力発電事業の対象規模」については、パブリックコメントにおいて提示した改正案よりも、更に小規模な施設から条例の対象とする。
- 3 鳥取県環境影響評価条例の改正条文については、事務局において精査することとする。